

VMAJ ベンダーマネージャー育成プログラム

IBM

ソフトウェアライセンス管理 ベンダーマネージャー育成ガイド

版	v1.0
作成日	2026年6月
発行者	イタムス株式会社 (ITAMS)
対象読者	IBM ベンダーマネージャー・調達担当・SAM 担当・IT 部門・調達部門
収録章	全7章 (契約体系/ライセンスメトリック/仮想化/コンテナ/ILMT 運用/管理実務フロー/コンプライアンスリスク)

本資料は IBM 公式一次情報 (IPAA・IPLA・ibm.com/software/passportadvantage) に基づく教育資料です。個別契約・LI (License Information) が常に最優先となります。法的助言ではありません。

はじめに — VMAJ 教育体系における本資料の位置づけ

本資料は、イタムス株式会社 (ITAMS) が提供する VMAJ の「ベンダーマネージャー育成プログラム」の一環として、IBM ソフトウェアライセンスの体系的な管理実務を解説した教育ガイドです。

VMAJ の教育体系では、ベンダーマネジメントの中核を「Demand-to-Contract-to-Service Control (需要・契約・サービス供給のマッチング統制)」として定義しています。IBM 管理においてこの統制が特に重要となる理由は、IBM ライセンスの複雑な階層構造にあります。IPAA (Passport Advantage 契約) → IPLA (使用許諾基本条件) → LI (製品固有使用許諾条件) という多層構造の中で、PVU・VPC・RVU・Authorized User など 19 種類のライセンスメトリックが製品ごとに異なるルールで適用されます。さらに、仮想化環境では ILMT (IBM License Metric Tool)、コンテナ環境では IBM License Service の適切な運用が法的コンプライアンスの前提条件となるため、需要サイドの実際のコンピュータリソース利用と、契約上のライセンス供給可能性を継続的に突合する能力がベンダーマネージャーに求められます。

本資料の構成:

- 第 1 章 IBM 契約体系の全体構造 (IPAA/IPLA/LI/PoE/LPS とその優先順位)
- 第 2 章 ライセンスメトリック体系の完全解説 (ユーザーベース 9 種 + キャパシティ 10 種)
- 第 3 章 仮想化環境のライセンス要件 (フルキャパシティ/サブキャパシティの適用判断)
- 第 4 章 コンテナ環境のライセンス要件 (IBM License Service の必須運用)
- 第 5 章 ILMT 運用実務 (サブキャパシティ適用の法的前提条件)
- 第 6 章 ライセンス管理実務フロー (PA 台帳管理・D/E パーツ管理・LI 精査)
- 第 7 章 コンプライアンスリスク管理と監査対応
- 付録 IBM 公式一次情報 URL 一覧

第1章 IBM 契約体系の全体構造と文書優先順位

IBM ソフトウェアライセンスは、複数層の契約・文書が階層的に構成されており、優先順位に従って条件が適用されます。この階層を正確に理解することがすべての管理実務の出発点です。

1.1 契約文書の階層構造と優先順位

優先順位	文書名	略称	概要
1位 (最高)	取引文書 (Transaction Document)	TD	個別の購入・使用許諾条件を定める文書。PA サイト番号・D/E パーツ番号・ライセンス数量が記載される。
2位	特則 (Attachment)	Attachment	IPAA に対する追加条件・特別条項 (SSO 合意書等)
3位	IBM Passport Advantage Agreement (IPAA)	IPAA	Passport Advantage プログラムの基本規約。サブキャパシティ・コンテナ・クラウド条件を包含。現行版 IPAA12 (2024年8月公表)。
4位	ライセンス情報 (License Information)	LI	製品 (PID) ごとに個別提供される使用許諾条件文書。製品固有条件として IPLA 基本条項に優先する。
5位 (基本条件)	IBM International Program License Agreement	IPLA	IBM ソフトウェア全製品に共通して適用される使用許諾基本条件 (Z125-3301)。全 14 ページ。

[出典] IPAA Z125-5831 「In the event of conflict, an Attachment prevails over this Agreement and a TD prevails over both」 IPLA Z125-3301 「License Information prevails over both Parts 1 and 2 to the extent of any conflict」 <https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=Z125-5831&lc=en>

△ 「個別契約や特別条項があれば標準条件 (IPLA) よりも優先される」という階層を常に意識してください。LI は IPLA 基本条項を上書きできる最重要文書です。製品ごとに必ず LI を確認してください。

1.2 IPAA (IBM Passport Advantage Agreement) の主要規定

IPAA は Passport Advantage プログラム利用規約であり、以下の主要事項を定義します。

- お客様のエンタープライズ（幹事会社・追加サイト）の定義と範囲
- 有効な PA サイト番号の特定
- サブキャパシティライセンス要件（仮想化環境）
- コンテナライセンス要件（IBM License Service の必須利用）
- クラウドサービス利用条件・イネープリングソフトウェアの定義
- レポーティング義務と監査条項（License Verification Terms）
- IBM データセキュリティ・プライバシー原則（DSP）、データ処理補足契約書（DPA）

【IPAA v12 改訂（2024年8月公表）の主な改訂点】

- サポート条項の統合：S&S（Subscription and Support）条件が IPAA 本体に一本化
- License Verification Terms（ライセンス検証条項）の明確化：顧客の帳簿・記録提示義務および報告義務の記述が強化
- IBM Base Agreement Terms（基本条件）の表現明確化

※適用時期：新規IPAA enrollment 取引は2024年8月1日から即時適用。既存PA サイトは2024年11月1日以降の新規取引から適用。ELA 等の既存複数年契約は現行契約期間終了まで継続。

1.3 LI（ライセンス情報）の位置づけと確認方法

LI（License Information）は製品（PID：プロダクトID）ごとに提供される使用許諾条件文書です。IPLAを補完・上書きする固有条件を含む最重要文書です。

LIの主な記載内容	説明
製品固有のライセンスメトリック定義	その製品に適用されるメトリック（PVU/VPC/Authorized User等）と計算方法
使用制限・追加許諾条件	バンドル製品の取扱い、副次的利用の可否、試験・開発用途の範囲
OSSコンポーネントのライセンス条件	含まれるOSSの個別ライセンス条件
サブキャパシティ対象可否の明示	その製品がサブキャパシティ（ILMT計測）の対象製品かどうか

i LI確認先：IBM Terms ウェブサイト

（<https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/licenses>）にて製品型番（Dパーツ番号）またはPIDから検索・ダウンロード可能。

1.4 PoE（証書）・LPS（仕様書）の実務管理

PoE（Proof of Entitlement / ライセンス証書）：PA Online からダウンロードし、購入済みライセンスの権利内容を証明する文書。確認事項：製品名称・製品型番（D パーツ番号）・許諾数量・ライセンスメトリック・S アポートパーツ番号（E パーツ番号）。

LPS（License Program Specifications / ライセンス・プログラム仕様）：製品の機能・動作条件・同梱コンポーネント等を規定する仕様文書。LI と補完関係にある。

※ D パーツはライセンスパーツID。E パーツはS&S (Subscription and Support) パーツID。D/E パーツの対応関係を台帳で管理することが実務の基盤。

▶ 実務チェックポイント

- 自社の IPAA バージョン（v11/v12 等）と適用開始日を確認しているか
- 展開する全 IBM 製品の LI を IBM Terms サイトから最新版を取得・台帳管理しているか
- PA Online から PoE を取得し、D/E パーツ番号・許諾数量を台帳化しているか

第2章 ライセンスメトリック体系の完全解説

IBM ソフトウェアのライセンス数量は「ライセンスメトリック（使用許諾の単位）」によって定義されます。製品ごとに適用されるメトリックが異なるため、各製品の LI で必ず確認が必要です。IBM の主要ライセンスメトリックは大きく「ユーザーベース」と「キャパシティ/その他ベース」に分類されます。

2.1 ユーザーベースライセンス（9種類）

メトリック名	定義	主な注意点
Authorized User（指定ユーザー）	プログラムへのアクセスを許可された特定の個人	共有・再割り当て不可。同一人物が複数インスタンスへ同時アクセス可。デバイスがユーザーとみなされる場合あり（LI 参照）。
Concurrent User（並行ユーザー）	任意の時点でプログラムにアクセスしている人数。同一人物が複数アクセスしても1カウント	多重化プログラム・デバイス・アプリケーションサーバーを経由した間接アクセスも計上対象。最大同時接続数を取得。
Floating User（フローティングユーザー）	同時使用可能なプール型ライセンス。特定ユーザーへの固定割当なし	ライセンス管理ツール（ILMT 等）による計測が一般的。ピーク時同時接続数で計上。
Authorized User Single Install	指定ユーザーに対するシングルインストール限定ライセンス	複数インストールへの同時アクセス不可。Authorized User より使用制限が厳しい。
Floating User Single Install	フローティングユーザーのシングルインストール限定版	上記同様。LI で詳細確認必要。
User Value Unit（UVU）	ユーザーの種別・数に基づくポイント換算ライセンス	製品固有の UVU テーブルを参照して必要ポイント数を算出。ユーザー総数に応じたポイント換算式が製品 LI に記載。
Authorized User Subscription	サブスクリプション形式の指定ユーザーライセンス	クラウドサービス系製品で多用。期間（月次/年次）の管理が必要。
Establishment（事業所）	事業所・施設単位のライセ	特定の地理的拠点に対して付与。製品 LI で

	ンス	詳細定義を確認。
--	----	----------

2.2 キャパシティベースライセンス（10種類）

i キャパシティベースライセンスは物理・仮想サーバーのリソース量に基づいてライセンスを取得します。コンプライアンスリスクが最も高い領域です。仮想化環境ではサブキャパシティ（ILMT 必須）またはフルキャパシティのいずれかを選択します。

メトリック名	ライセンス単位の定義	適用条件・注意点
PVU (Processor Value Unit)	プロセッサ技術・コア数に基づくポイント値。チップ種類により1コアあたりのPVU値が異なる (PVU Table を参照)	サブキャパシティ適用にはILMT必須。コンテナ環境では1 vCPU = 70 PVU。フルキャパシティでは全物理コアを計上。
VPC (Virtual Processor Core)	仮想サーバーに割り当てられた仮想コア数。1 VPC = 1 vCPU。物理サーバーでは物理コア数	2023年2月以降 (既存顧客は2023年5月以降)、新規顧客のサブキャパシティ利用にはILMT必須 (手動計算不可)。コンテナ環境での使用にも対応。
RVU (Resource Value Unit)	管理リソース単位のポイント換算。RVU MAPC (Managed Activated Processor Core) が代表的	ILMT必須。製品固有のRVUテーブルで必要ポイント数を決定。
MSU (Million of Services Unit)	メインフレーム (z/OS) 固有のキャパシティ単位。1時間あたりの百万サービス単位	LPARの処理能力に基づく。zシステム専用。
Virtual Server (仮想サーバー)	プログラムが利用可能な仮想サーバーの台数	コア数・コピー数に関わらず台数でカウント。物理サーバーも仮想サーバーとして扱う場合あり (LI参照)。
Virtual Server Subscription	サブスクリプション形式の仮想サーバーライセンス	クラウドサービス系製品で多用される。
Managed Virtual Server	プログラムによって管理される仮想サーバーの台数	管理ツール系製品 (Tivoli 等) に多い。プログラム自体と管理対象の両方を計上する製品もあ

	(管理対象側のカウント)	る。
Managed Virtual Network Device	管理対象の仮想ネットワークデバイス数	ネットワーク管理系製品固有のメトリック。LI 参照必須。
Terabyte (TB)	プログラムが利用可能または管理するデータ量 (TB 単位)。2 の 40 乗バイト = 1 TB	ストレージ管理製品等に適用。管理対象のみカウントする製品と管理対象・本体両方をカウントする製品がある。
Install (インストール数)	物理・仮想ディスク上のインストール済みコピー数	インストールのたびにライセンスが必要。ILMT でインストール数を追跡可能。

2.3 メトリック管理における主要チェック項目

確認事項	リスク	対応方法
適用メトリックの特定	誤ったメトリックで計上すると Under-licensed に気づかない	製品ごとに LI でメトリックを確認し台帳化
PVU テーブルの換算値の確認	チップ世代によって PVU/コアが異なる (例: Intel 現行 = 70PVU/コア)	IBM PVU Table を最新版で参照・更新
サブキャパシティ対象かどうか	フルキャパシティ計上が必要な製品をサブキャパシティで過少計上	LI で「Subcapacity」の記載を確認
コンテナ環境での PVU 換算	1 vCPU = 70 PVU の換算を見落とす	第 4 章参照。IBM License Service で自動計測

▶ 実務チェックポイント

- 自社で使用する全 IBM 製品のライセンスメトリックを LI で確認し台帳化しているか
- PVU/VPC/RVU などキャパシティメトリック製品についてサブキャパシティ適用可否を確認しているか
- UVU 対象製品について製品固有の UVU テーブルを最新版で参照しているか

第3章 仮想化環境のライセンス要件

仮想化環境（VMware、Hyper-V 等）で IBM 製品を稼働させる場合、「フルキャパシティ」または「サブキャパシティ（仮想化キャパシティ）」のいずれかを選択します。サブキャパシティはコスト削減に有効ですが、厳格な要件への準拠が求められます。

3.1 フルキャパシティとサブキャパシティの違い

比較項目	フルキャパシティ	サブキャパシティ（仮想化キャパシティ）
ライセンス計算の基準	物理サーバーの全コア数（全 CPU の物理コア）	VM に割り当てられた仮想コア数（vCPU）
ILMT 要件	不要	必須（ILMT または承認済み代替ツール）
コスト比較	大規模仮想化環境では割高になりやすい	物理コア数より少ない vCPU 数での計上が可能でコスト削減効果大
適用可能製品	すべての PVU/VPC/RVU 製品	LI でサブキャパシティ対応と明示された製品のみ

3.2 サブキャパシティ適用条件（すべてを満たすことが必須）

i 以下の 4 条件をすべて満たさない場合、フルキャパシティでの計上が義務付けられます。

- 対象メトリック：PVU、RVU MAPC、VPC のいずれか
- 対象仮想化技術：IBM 指定の「サブキャパシティ対象仮想化技術リスト」に掲載されている技術（VMware ESXi、Microsoft Hyper-V、KVM 等）を使用
- 対象プロセッサ：IBM 指定の「対象プロセッサテクノロジーリスト」に掲載されたプロセッサを使用
- ツール要件：IBM License Metric Tool（ILMT）または承認済み代替ツールの導入・稼働が必須

[出典] <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing>

3.3 ILMT の承認済み代替ツール

ILMT の代わりに以下の承認済みツールを使用することが認められています（指定バージョン以降）。

- HCL BigFix Inventory（IBM BigFix Inventory から継承）

- Flexera One / Flexera One Select with IBM Observability IT Asset Management
- Flexera One / Flexera One Select IT Asset Management

※ ILMT Lite 構成（切断スキャナー）は、対象VM/LPAR が5,000 未満の場合に事前承認済みとして利用可能。

[出典] <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/ibmlicensemetrictool>

3.4 サブキャパシティのカウント方法

メトリック	カウント方法
PVU	VM に割り当てられた仮想コア数（vCPU）× PVU テーブルの換算値 （物理コア数 × PVU 値と vCPU 数 × PVU 値のうち小さい方が上限）
VPC	1 vCPU = 1 VPC（VM に割り当てられた vCPU 数）
RVU（MAPC）	製品固有の RVU テーブルを適用（Managed Activated Processor Core 数基準）

△ SMT/ハイパースレッディングによる比率調整はサブキャパシティでは行いません（コンテナ環境は除く）。vCPU 数をそのままカウントします。

3.5 クラウド環境（BYOSL）での PVU 換算

AWS・Azure・Google Cloud 等の IBM 指定「Eligible Public Cloud（適格パブリッククラウド）」で PVU ライセンス製品を稼働させる場合、「IBM Eligible Public Cloud BYOSL Policy」が適用されます。

BYOSL ポリシーの適用ルール	内容
パブリッククラウドでの PVU 換算	1 vCPU/Core = 70 PVU で換算（チップ種類に関わらず固定値）
ILMT なし場合のリスク	IBM ライセンスツールを使用しない場合、フルキャパシティ（物理コア全数）でのライセンス計上が必要
On-Premise 型クラウドサービス（AWS Outpost 等）	パブリッククラウド BYOSL Policy の対象外。サブキャパシティ・コンテナライセンスポリシーに従い、IBM Licensing Tools の利用が必要
ハイブリッドクラウド（オンプレ + クラウド混在）	環境ごとに適用ポリシーが異なる。デプロイ先ごとに個別判定すること

[出典] IBM Eligible Public Cloud BYOSL Policy: <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/eligible-public-cloud-byosl-policy>

▶ 実務チェックポイント

- 仮想化環境で IBM 製品（PVU/VPC 対象）を稼働させている場合、ILMT が正常に導入・稼働しているか
- 使用している仮想化技術がサブキャパシティ対象リストに含まれているか確認しているか
- パブリッククラウドで IBM 製品を稼働させている場合、BYOSL Policy の 1 vCPU = 70 PVU 換算を適用しているか

第4章 コンテナ環境のライセンス要件

Kubernetes 等のコンテナオーケストレーション環境で IBM 製品（IBM Cloud Paks・IBM 認定コンテナ）を稼働させる場合、コンテナライセンス制度が適用されます。ILMT はコンテナライセンスに対応せず、IBM License Service が唯一の許容計測手段です。

4.1 コンテナライセンスの基本ルール

i コンテナ環境では、仮想化環境のサブキャパシティ（ILMT 計測）とは別の計算方式が適用されます。IBM License Service が IPAA 準拠の唯一認定ツールです（例外なし）。

コンテナライセンス要件	内容
適用対象	IBM Cloud Paks および IBM 認定コンテナとして提供される製品
計測ツール	IBM License Service のみ（ILMT は対応不可）
計測単位	vCPU キャパシティカウント（Pod 内コンテナの CPU リミット合計）

4.2 vCPU キャパシティカウント方式

- Pod の vCPU キャパシティ = Pod 内全コンテナの CPU リミットの合計
- ワーカーノード上の全 Pod の vCPU キャパシティ合計がノード実キャパシティを超えた場合、ノードキャパシティが上限
- クラスターレベルで集計し、小数点以下は切り上げ
- SMT2（ハイパースレッディング有効時）：2 vCPU = 1 VPC または 70 PVU に換算（手動設定が必要）
- SMT4：4 vCPU = 1 VPC として換算

△ハイパースレッディング（SMT）が有効なノードでは、IBM License Service に手動で vCPU 調整設定を行う必要があります。自動検出はされません。

4.3 IBM License Service 入手方法

- IBM Cloud Paks：各サービスに同梱。Cloud Pak 展開時に自動インストール（設定確認が必要）。
- IBM 認定コンテナ（Cloud Paks 以外）：talk2sam@us.ibm.com へ連絡して入手請求。

* IBM License Service は Kubernetes 上で動作する DaemonSet として展開される。各クラスタに独立してインストールが必要（1 インスタンスで複数クラスタをカバーする構成は不可）。

4.4 IBM License Service 運用義務事項

△ 以下の運用義務はすべて IPAA (v11/v12) で法的義務として規定されています。違反はフルキャパシティ計上への切り替え義務を生じさせます。

義務事項	期限・頻度	詳細
90日ルール（導入義務）	最初の Eligible Container Product 導入から 90 日以内	IBM License Service を全対象 Kubernetes クラスタに導入・稼働させること
計測間隔	30 分以内に 1 回以上のポーリング	日次最大値（ハイウォーターマーク）で集計
Use Reports の生成・保存	四半期ごと（四半期末日時点の最大値が基準）	四半期ごとに Use Reports を生成し保存することが義務
記録保存期間	最低 2 年間	Use Reports および Audit Snapshot を最低 2 年間保存（IBM Sub-Capacity FAQs 参照）
複数クラスタ対応	都度（新規クラスタ追加時）	各 Kubernetes クラスタごとに個別に IBM License Service を導入（1 インスタンスで複数クラスタ不可）

4.5 IPAA v11/v12 のコンテナ関連改訂

改訂版	主な変更点
IPAA v11（2023 年 2 月）	コンテナライセンス条件が IPAA 本体に統合（別途アドendumへの署名が不要に）。既存顧客は 2023 年 5 月以降適用。VPC 製品のサブキャパシティ利用について手動報告例外が廃止（新規：2023 年 2 月、既存：2023 年 5 月）。
IPAA v12（2024 年 8 月）	License Verification Terms 強化。S&S 条項の IPAA 統合。既存 PA サイトへの適用は 2024 年 11 月 1 日以降の新規取引から。

[出典] <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/containerlicenses>

▶ 実務チェックポイント

- コンテナ環境で稼働する IBM 製品（Cloud Paks 等）全台の IBM License Service が Install されているか（クラスタ単位）

- 四半期ごとの Use Report を生成・保存しているか（2年間の保存義務）
- ハイパースレッディング（SMT）有効ノードでの vCPU 調整設定を行っているか

第5章 ILMT 運用実務

IBM License Metric Tool (ILMT) は、PVU・VPC・RVU などキャパシティベースメトリック製品のサブキャパシティライセンス適用の法的前提条件です。ILMT が正しく導入・稼働していない場合、サブキャパシティの適用は認められず、全物理コアをフルキャパシティで計上しなければなりません。

5.1 ILMT の役割と法的要件

ILMT の機能・義務	内容
ソフトウェアインベントリの収集	エージェント経由で OS とソフトウェアのインストール状況・コア数を定期収集
サブキャパシティレポートの生成	VM に割り当てられた vCPU 数に基づいて PVU/VPC/RVU 使用量を自動計算
ハイウォーターマーク記録	四半期内の最大使用量（ピーク値）を記録。監査時の根拠データとなる
2 年間のデータ保存義務	監査対応のためレポートを 2 年間保持することが IPAA の義務

5.2 ILMT 運用上の必須事項と主要注意点

△ 2024 年 1 月 1 日以降、旧 IPAA v10 の手動計算例外（Manual Calculation Exception）は廃止されました。ILMT（または承認済み代替ツール）による計測が唯一認められた方法です。

- 常に最新バージョンへアップデートする（IBM より随時更新版が提供される）
- VPC メトリック製品のサブキャパシティ利用には、2023 年 5 月以降 ILMT が必須（手動計算は不可）
- ILMT 未導入・未稼働の場合、サブキャパシティの適用が無効となり物理コアすべてをフルキャパシティで計上
- 初回サブキャパシティ製品導入から 90 日以内に ILMT を導入・稼働させること（90 日ルール）
- 四半期ごとに最大使用量（ハイウォーターマーク）レポートを生成・保存すること（監査時にこのレポートが証跡となる）
- Unsupported Virtualization Technology（非対象仮想化技術）を使用している場合、サブキャパシティは適用不可。物理コア全数のフルキャパシティで計上

[出典] IBM Sub-Capacity Licensing FAQs: <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing>
ILMT 情報: <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/ibmlicensemetrictool>

5.3 ILMT スキャン対象とレポートサイクル

運用ポイント	詳細
スキャン間隔	デフォルト：週 1 回（推奨は日次）。スキャン間隔が長いとハイウォーターマークを見逃すリスクがある
四半期レポート生成	各四半期末（3 月末・6 月末・9 月末・12 月末）に max PVU/VPC/RVU レポートを生成・保存
データ保存期間	最低 2 年間（監査対応義務。IPAA 規定）
新規製品展開時の対応	新たに PVU/VPC/RVU 対象製品を導入する場合、90 日以内に ILMT 計測対象に組み込む
ILMT サーバー自体の管理	ILMT サーバー・DB のバックアップ。バージョンアップ時はデータ移行確認

5.4 ILMT 計算ツール・補助リソース

- ILMT ソフトウェア本体：PA Online または Fix Central よりダウンロード PVU・VPC・RVU のサブキャパシティ計測に必須
- PVU 計算ツール（ウェブツール）：<https://www-112.ibm.com/software/howtobuy/passportadvantage/pvucalculator/pvucalc.wss>
- 仮想化キャパシティ手動計算シート（参考用）：IBM 公式提供 Excel シート。URL：https://public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/SubCapacity/Manual_Calculation_of_Virtualization_Capacity.xls

※ 手動計算シートはあくまで参考ツール。2024 年1 月以降の正式計上にはILMT（または承認済みツール）の使用が義務。

▶ 実務チェックポイント

- ILMT が最新バージョンで稼働しているか（ILMT の Fix Central でバージョン確認）
- 四半期ごとの PVU/VPC/RVU ハイウォーターマークレポートを生成・保存しているか（2 年分）
- 新規 IBM PVU/VPC 製品を導入する際に 90 日ルールで ILMT への登録を実施しているか

第6章 ライセンス管理実務フロー

IBM ライセンスの日常管理は「PA サイト台帳の整備→PoE 取得・突合→LI 精査→ILMT 計測→ELP 算出」という一連のフローで実施します。このフローを定期的に回すことがコンプライアンス維持の核心です。

6.1 PA 台帳管理の基本構造

Passport Advantage (PA) プログラムでは、マスター契約番号 (IPAA 番号) の下に複数の PA サイト番号が紐づく構造です。企業によっては複数の IPAA 契約と多数の PA サイトを持つ場合があります。

管理要素	内容	確認場所
IPAA 番号	マスター契約番号。契約文書の優先順位の起点	IBM 担当 SE または契約書原本
PA サイト番号	個別の管理単位 (会社・事業部門別等)	PA Online (顧客ポータル)
D パーツ番号	ライセンスパーツ ID。製品とメトリックを特定する	PA Online の PoE から取得
E パーツ番号	S&S (Subscription and Support) パーツ ID。保守サービスの根拠	PA Online の PoE から取得
許諾数量	購入済みライセンス数 (PVU 数・VPC 数・ユーザー数等)	PoE (Proof of Entitlement)

i D パーツから PID (Product ID) を特定し、IBM Terms サイトで LI を検索・ダウンロードすることが LI 管理の起点。D パーツと対応する LI を必ずひもづけて台帳化する。

6.2 実務ステップ (ELP 算出サイクル)

Step	作業	詳細・参照先
①	PA サイトの D パーツ番号全量洗い出し	PA Online から全 PA サイトの PoE をダウンロードし、全 D パーツ番号を一覧化
②	E パーツ番号の全量洗い出し	S&S (サブスクリプション&サポート) 対象の E パーツ番号を D

		パーツと紐付けて整理
③	D パーツから LI を特定 (PID 単位)	製品型番 (D パーツ) から PID を特定し、IBM Terms サイトで対応する LI 文書を検索・ダウンロード
④	ILMT/IBM License Service で使用量を計測	ILMT で仮想化環境の PVU/VPC/RVU 使用量を計測。コンテナは IBM License Service で計測
⑤	ELP 算出 (保有 vs 使用)	台帳上の許諾数量と ILMT/License Service の計測値を対比。Over/Under 判定
⑥	差分調査・是正	Under-licensed の場合は追加購入。Over-licensed の場合は整理・コスト最適化の検討
⑦	LI レビュー: 注意すべきポイントの識別	PID 単位で LI を精査し、使用許諾条件として特に注意が必要な事項 (メトリック・制限・ILMT 要否等) を列挙

※ PA Online (顧客向けポータル) : <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/pao-customer>

6.3 S&S の管理 (E パーツと D パーツの整合)

S&S (Subscription and Support) は製品のバージョンアップ権・技術サポートを提供するサービス。S&S 未契約の製品はバージョンアップ権が失われる可能性があります。D パーツと E パーツの対応確認が実務の重要タスクです。

- D パーツ = ライセンスパーツ (使用权そのもの)
- E パーツ = S&S パーツ (保守サービス)
- D/E 両方を把握することで「ライセンスはあるが保守が切れている」リスクを防ぐ

⚠ 新バージョン展開時: LI の内容が更新される場合があるため、バージョンアップ前に LI を再確認すること。

▶ 実務チェックポイント

- 全 IBM ソフトウェアの D パーツ・E パーツ対応表を台帳管理しているか
- ELP (Effective License Position) 算出を四半期ごとに実施しているか
- LI を精査し、各製品の特有制限・条件を担当者間で共有しているか

第7章 コンプライアンスリスク管理と監査対応

7.1 IBM 監査（ライセンス検証）の概要

IPAA には「License Verification Terms（ライセンス検証条項）」が含まれており、顧客は帳簿・記録の提示義務を負います。IPAA12（2024年8月）ではこの条項が強化されました。IBM による監査通知を受けた場合は、通常 30～60 日以内に対応が求められます。

監査対応の準備事項	内容
ILMT ハイウォーターマークレポート	四半期ごとに生成・保存（2年間の保存義務）。監査時の主要証跡
IBM License Service Use Reports	コンテナ製品の使用量証跡。四半期末生成・2年間保存
PA 台帳・PoE	PA サイト別の D/E パーツ・許諾数量の記録
IPAA/LI 最新版	適用中の契約バージョンと製品固有条件の根拠
ELP 算出記録	Over/Under-licensed の判定記録と是正措置の履歴

7.2 仮想化・コンテナ環境での特有リスク

リスク領域	誤りやすいパターン	対応策
仮想化技術変更時のサブキャパシティ喪失	仮想化技術を IBM 対象リストから外れるものに変更	変更前に仮想化技術リストを確認。対象外技術ではフルキャパシティが必要
ILMT の未更新	ILMT のバージョンが古く新しい製品を認識できない	ILMT は常に最新バージョンへアップデート。Fix Central で更新確認
コンテナ環境の IBM License Service 未導入	新規クラスタに Cloud Paks を展開したが 90 日ルールを失念	クラスタ追加の都度、IBM License Service を即日導入する運用規則の整備
パブリッククラウド BYOSL の誤計算	オンプレと同じ PVU テーブルを AWS/Azure 上の計算に使用	パブリッククラウドでは 1 vCPU = 70 PVU 固定換算を適用
バンドル製品の LI 未確認	バンドル製品がメインと	主製品とバンドル製品それぞれの LI を個

	は別条件で制限される	別精査
--	------------	-----

7.3 ILMT 運用上の主要コンプライアンスリスク一覧

リスク	トリガー	ペナルティ/影響
90 日ルール違反 (ILMT 未導入)	初回サブキャパシティ製品導入から 90 日以内に ILMT 未稼働	サブキャパシティ無効→フルキャパシティ計上義務。遡及リスク
VPC メトリック手動計算	2023 年 5 月以降に ILMT なしで手動計算でサブキャパシティ申告	サブキャパシティ無効→フルキャパシティ計上義務
非対象仮想化技術使用	IBM 対象リスト外の仮想化技術でサブキャパシティ計上	フルキャパシティへの切り替え義務。不足分の追加購入
コンテナ無報告	IBM Cloud Paks を IBM License Service なしで稼働	コンテナライセンス違反。IPAA 検証条項に基づく追加請求リスク
四半期レポート未保存	ILMT レポートを 2 年間保存していない	監査時の証跡なし。IBM 指定計算値 (フルキャパシティ) での計上が求められるリスク

△ セルフ監査 (内部監査) を年 1~2 回定期実施してリスクを早期発見・是正することを強く推奨します。IBM 監査通知を受けてから対応を始めると時間・コスト両面でのダメージが最大化します。

7.4 製品別 LI 精査の重要ポイント

- バンドル製品 (セット販売) : 主製品とバンドル製品それぞれの LI で条件を確認。使用許諾範囲が異なる場合がある (例: バンドル先製品のみ二次使用可)
- OSS コンポーネント: IBM 製品に含まれる OSS ライセンスも LI に記載。独立したオープンソース条件が適用される場合あり
- 新バージョン展開時: LI の内容が更新される場合があるため、バージョンアップ前に LI を再確認すること

▶ 実務チェックポイント

- セルフ監査（内部 ELP 確認）を年 1～2 回実施し、Over/Under-licensed を早期に特定しているか
- IBM 監査通知を受けた場合の対応プロセス（担当・手順・弁護士連携）を事前に整備しているか
- 仮想化技術の変更前にサブキャパシティ対象リストとの整合性を確認しているか

付録 IBM 公式一次情報 URL 一覧

IBM ライセンス管理における公式情報源を以下に整理します。これらは常に最新版を参照してください。

A.1 契約文書ポータル (IBM Terms)

文書・ページ名	URL
IBM Terms (契約文書ポータル)	https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/
IPLA (プログラムのご使用条件 Z125-3301)	https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=i125-3301&lc=en
IPAA (PA 契約条件 Z125-5831)	https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=Z125-5831&lc=en
ライセンス情報 (LI) 検索	https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/licenses#license-search
クラウドサービス一般条件	https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=i126-5948&lc=en
IBM データ処理補足契約書 (DPA)	https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=DPA-DPL&lc=en

A.2 ライセンス技術情報 (Passport Advantage)

ページ名	URL
PA ライセンス種別・定義	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/about-software-licensing
PA 契約一覧	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/pa-agreements
サブキャパシティライセンス要件	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing
コンテナライセンス	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/containerlicenses
PVU テーブル (Processor Value Unit Table)	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/pvu-licensing-for-customers
仮想化技術ライセンスカウントルール	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/counting-software-licenses-using-specific-virtualization-technologies

IBM Eligible Public Cloud BYOSL Policy	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/eligible-public-cloud-byosl-policy
PA Online (顧客向けポータル)	https://www.ibm.com/software/passportadvantage/pao-customer

A.3 計測ツール・計算支援リソース

ツール名	入手先 / URL
IBM License Metric Tool (ILMT)	PA Online または Fix Central (https://www.ibm.com/support/fixcentral/) よりダウンロード。PVU・VPC・RVU のサブキャパシティ計測に必須。
IBM License Service	IBM Cloud Paks 同梱 / IBM 認定コンテナは talk2sam@us.ibm.com へ申請。コンテナライセンス計測に唯一の承認ツール。
PVU 計算ツール (ウェブ)	https://www-112.ibm.com/software/howtobuy/passportadvantage/pvucalculator/pvucalc.wss
仮想化キャパシティ手動計算シート (参考)	https://public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/SubCapacity/Manual_Calculation_of_Virtualization_Capacity.xls

© イタムス株式会社 (ITAMS)

本資料は ITAMS が教育目的で作成したものです。無断転載・再配布を禁じます。

IBM の製品仕様・契約条件は予告なく変更されることがあります。

最終判断には IBM 公式一次情報および個別の IPAA・LI を必ず参照してください。